

毎週火、金曜日発行（但休日には当りず）は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 結核予防法の規定による定期外の健康診断の実施
- ピロプラズマ病検査等の実施
- 禁猟区の拡大設置
- 道路位置の指定
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- ◇公告 甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施
- 調理師法第三条第一項第一号に規定する試験の実施

告示

鳥取県告示第五百二十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第五条の規定に基づく定期外の健康診断を、次のとおり実施する。

昭和三十六年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 健康診断を受けるべき者

理容師、美容師

二 健康診断の実施期日

昭和三十六年八月十八日から昭和三十六年九月二十九日まで

三 実施の場所 鳥取県米子保健所

四 健康診断の実施区域

鳥取県米子保健所管内一円

鳥取県告示第五百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ピロプラズマ病検査及びダニ駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十六年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラスマ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍 牛。ただし、生後四十日以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ピロプラスマ病検査 血液塗抹検査
ダニ駆除 B H C 剤撒布

別表

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|--------|----------|------------|
| 九月二十二日 | 日野郡日南町石見 | 花口、戸上家畜検診場 |
| 〃 二十五日 | 〃 | 石見 |
| 〃 二十六日 | 〃 | 多里 多里、新屋 |
| 〃 二十七日 | 〃 | 山上 茶屋、福万来 |
| 〃 二十八日 | 〃 | 福栄 福塚、豊栄 |
| 〃 二十九日 | 〃 | 大宮 印賀、中津合 |

鳥取県告示第五百二十九号

狩猟法（大正七年法律第三十二号）第九条の規定により、次のように禁猟区を拡大設定したので、狩猟法施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和三十六年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 名称 鉢伏山禁猟区
 - 二 区域 気高郡青谷町大字楠根地内の山道楠根、妙見谷線の起点を基点として、同山道を南西に進み妙見谷奥に至り、同所より山道上湯棚裏加谷線に接続し、同山道を西に進み青谷町と東郷町の境界線に至る。
 - 三 面積拡大区域 二五三ヘクタール
- 同所より同境界線を北に進み、鉢伏山山頂を経て山道堂ヶ谷水ノ上線に至る。同山道を南東に進み、山道楠根鉢伏線に接する。同山道を南東に進み基点に至る線に囲まれた一円の区域を拡大する。

鳥取県告示第五百三十号

既設 区域 二二二ヘクタール
合 計 四七五ヘクタール
四 存続期間 昭和三十六年十月一日から昭和四十一年六月三十日まで

申請人の住所氏名

鳥取市吉方五九〇 松田 尚

道路の位置の指定場所

鳥取市立川町一丁目一二二番の一部

〃 〃 一二二番の一部
〃 〃 一二四番の一部

道路の幅員及び延長

幅員 四メートル

延長 五〇、五メートル

鳥取県知事 石 破 二 朗

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和三十六年九月十二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和三十六年九月十九日

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年九月十九日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市西町

鳥取家政高等学校

倉吉保健所管内受験者

倉吉市堺町二丁目

鳥取県立倉吉東高等学校

米子、根雨保健所管内受験者

米子市錦町一丁目

鳥取県立米子西高等学校

四 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 栄養学
- 4 食品学
- 5 食品衛生学
- 6 調理理論
- 五 受験手続
- 1 提出書類及び提出先
受験願書に、次に掲げる書類を添えて住所地を管

轄する保健所に提出すること。

イ 履歴書（特に調理業務に関する経歴を詳細に記入のこと。）

ロ 受験資格を有することを証する書類

ハ 調理師法施行規則第四条に規定する施設又は営業で一年以上調理の業務に従事したことを証する書類

ニ 写真（名刺型で正面、脱帽、上半身、最近六月以内に撮影したものとし、裏面に氏名を記入すること。）

2 提出期間

昭和三十六年九月十九日から昭和三十六年九月三十日まで。ただし、郵送の場合は、九月三十日付けの消印あるものは有効とする。

六 試験手数料

五百円（鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけること。）

七 携行品

八 その他
筆記用具、上ぞうり。

1 受験者は、当日午前八時三十分までに、試験場に出頭し係員の指示を受けること。

2 合格者には、合格証書を交付するとともに、試験後十日以内に所轄保健所に掲示する。